情報公開及び個人情報保護運営審議会の状況

(1) 情報公開及び個人情報保護運営審議会(令和5年3月31日廃止)の概要

根拠法令等	根 拠 法 令 等 飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条 (令和5年3月31日廃止)	
設 置 目 的	 ・飯能市情報公開条例及び飯能市個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項について調査や審議を行う。 ・運用に関する重要な事項について調査や審議を行い、意見を述べる。 	
現在の委員の人数	在の委員の人数 学識経験者、各種団体の代表者及び市民を代表する者8人	
現在の委員の任期	令和3年10月1日~令和5年3月31日	

(2) 審議会の開催状況

表11 令和4年度 情報公開及び個人情報保護審議会の開催状況

	開催日	主な会議内容
第1回	令和4年10月6日	・令和3年度の運用状況について ・個人情報の収集等に係る業務につ いて

(3) 審議会の廃止について

令和5年3月31日に廃止された飯能市個人情報保護条例では、個人情報の目的外利用や外部提供等については原則禁止されていましたが、飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)への諮問などにより例外的に行うことが可能でした。しかし、令和5年4月1日施行の改正個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが規定され、所管が個人情報保護委員会に一元化されたことにより、審議会への諮問でその可否を決めることができなくなり、個人情報の目的外利用や外部提供等は改正法の規定によ

情報公開及び個人情報保護運営審議会の状況

ってのみ運用することとなりました。

本市では、審議会の主要な業務がなくなることから、審議会を廃止し、情報公開及 び個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について意見を聴くことなどは、飯能 市情報公開及び個人情報保護審査会の所掌事務としました。